

○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文（抄）

(傍線の部分は改正部分)

改
正
案

1

現行

(二) 有機農薬原体
製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二四〇、一八〇、一二〇、一七〇とする。

(二) 有機農薬原体の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ欄の順序に従う。

し尿淨化槽
（建築基準法施行令（昭和二十九年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上ものに限る。）

三

(一) 平成十八年二月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のもの(二)に掲げるものを除く。)にあつては、第三欄の(1)(イ)及び(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、五〇とす
る。(二) (一)のうち、昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の(1)(イ)及び(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、五〇とす
る。

—
—
—
—

三

七

1

1

五

(二) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇人以下のものにあつては、第三欄の(1)(4)の値は、四〇とす。

(三) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇人以下のものであつて、昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の(1)(4)及び(2)(4)及び(3)(4)の値は、それぞれ四〇、八〇、四〇、八〇とする。

(四) 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理する第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、第一欄の

(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
の槽に係るも し尿処理業 槽を除く。	四〇	三〇	二〇	一〇
の値は、第三 三〇とする。一 つ未満のものにあ つては、第三欄 の(1)行の値は、 五〇とする。	四〇	三〇	二〇	一〇
昭和六十年以 前にあつたも のは、六月三 日設置され たは、昭和六 年十二月三十 日以前にあつ たも、(2)の値 は、(1)の値は、 五〇とする。	四〇	三〇	二〇	一〇

		別表第一					
		（略）					
		（略）					
五							
（略）							

		別表第二								
		整理番号								
		業種その他								
		化学的酸素要求量 (単位「リットルにつきミリグラム)								
		(1)	(2)	(3)	備考					
(略)		(1)	(2)	(3)						
五 肉製品製造		(4)	(4)	(4)						
四〇		(4)	(4)	(4)						
七〇		(4)	(4)	(4)						
四〇		(4)	(4)	(4)						
六〇		(4)	(4)	(4)						
三〇		(4)	(4)	(4)						
五〇		(4)	(4)	(4)						
(略)										
一一〇										
一〇〇										
一一〇										
四〇〇										
一一〇										
四〇〇										
一一〇										
一一〇										

二〇五	電気機械器	前項に掲げてあるものを除くとき、情報機械、情報通信用機器へ	業を含むバイスピス製造子部品業	(略)	二二二	二二二	二二二	二二二
一〇〇					二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
三〇〇					二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
一〇〇					二〇三	二〇三	二〇三	二〇三
一〇〇					二〇一	二〇一	二〇一	二〇一
一一〇					二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
一一〇					二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
一一〇					二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
一一〇					二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
一一〇					二〇九	二〇九	二〇九	二〇九
一一〇					二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
一一〇					二一一	二一〇	二一〇	二一〇
一一〇					二一二	二一〇	二一〇	二一〇
一一〇					二一三	二一〇	二一〇	二一〇
一一〇					二一四	二一〇	二一〇	二一〇
一一〇					二一五	二一〇	二一〇	二一〇

(二) 第二欄により
○象人員が五、〇算定した処理対象の人員が五、〇人以下のものにあつては、もる。○第三欄の(1)と(4)の値は、第三欄により

(三) 第二欄に規定する表に定めるし構造を有するし尿淨化槽より高度に屎尿を處理する方法により屎尿を處理するものにあつては、第三欄の(1)、(2)項及び(3)項の値は、三〇とする。
四〇、一〇、一〇、四〇とする。

